

◎地方自治法の一部を改正する法律

(平成二〇年六月一八日法律第六九号)(衆)

一、提案理由(平成二〇年六月一〇日・衆議院本会議)

○渡辺博道君　ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、地方分権改革の進展により、地方公共団体の権限や機能が拡大する中で、その役割と責任がますます重要となっている地方議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化する等のため、会議規則の定めるところにより、議会の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができるものとともに、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離し、報酬の名称を議員報酬に改めようとするものであります。

本案は、本日総務委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、委員会において、地方議会の活動の充実・強化とさらなる改革に関する件について決議が行われたことを申し添えます。

地方自治法の一部を改正する法律

す。
何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○決議(平成二〇年六月一〇日)

近年、地方分権が進展しつつある中であって、地方議会の果たす役割は益々増大しており、その活動の充実・強化と公開性・透明性の一層の向上が重要な課題となっている。このため、今回、先ず、議会活動の範囲の明確化と議員の報酬に関する規定の整備を行うべく、地方自治法の改正を行うこととしたものであるが、今後においても、引き続き、制度、運用の両面にわたり、国民の幅広い議論を喚起し、これを踏まえて、地方議会の活動が国民の負託に応えるものとなるよう、さらなる改革を進めるべきである。

右決議する。

二、参議院総務委員長報告(平成二〇年六月二一日)

○高嶋良充君　ただいま議題となりました四件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、地方自治法の一部を改正する法律案は、議会の審査又

地方自治法の一部を改正する法律

は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとするともに、議員の報酬に関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴取した後、地方議会議員の位置付けと報酬の在り方、地方議会の更なる改革の推進等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。